

## 6 届け出が必要なとき

- (乳)子をお持ちの保護者が児童と別居になったとき
- (青)をお持ちの保護者または配偶者が児童と別居になったとき
- お子様の健康保険が変更になったとき  
都外の国民健康保険組合(埼玉土建国民健康保険組合などに加入された場合)は、すべて払い戻しによる助成となります。  
お早めに健康保険の変更をお届けいただき、医療証をご返却ください。
- 氏名に変更があったとき
- 生活保護を受けるようになったとき  
医療証を同時にご返却ください。
- 医療証を紛失したとき
- 児童が児童福祉施設等に措置入所したり、里親に委託されたりするようになったとき  
医療証を同時にご返却ください。

## 7 医療証の更新について

医療証の更新に伴う手続きは原則不要です。  
毎年9月末頃、保護者の方宛てに新しい医療証をお送りします。  
また、毎年3月下旬頃、(乳)から(子)に切り替わる方と、(子)から(青)に切り替わる方に新しい医療証をお送りします。  
※ 学年の切り替わりに伴い、(子)から(青)に更新する場合には手続きが必要な場合があります。該当の方には、別途ご案内します。

## 8 医療証をお返しいただくとき

次のようなときは、児童手当係または区民事務所(練馬を除く)、総合福祉事務所(練馬を除く)に医療証をお返しください。(郵送可)

- 練馬区外へ転出するとき
- 都外の国民健康保険組合(埼玉土建国民健康保険組合など)に加入したとき  
※ 都外の国民健康保険組合加入の方は、すべて払い戻しによる助成となります。医療証の代わりに払い戻し申請に必要な情報を記載した通知書をお送りします。  
※ **有効期限が切れた医療証は、返却していただく必要はありません。**
- ※ 転出などで資格喪失後に(乳)子(青)医療証をお使いになった場合は、医療費を返還していただきます。
- (障)を受給する場合  
※ (障)(心身障害者医療費助成制度)とは、心身に障害のある方が保険診療を受ける際に支払う自己負担分について、助成を受けることができる制度です。(障)と(乳)子(青)はどちらか一方しか受給できません。

(乳)子(青)の制度比較表

	所得制限	入院時食事代の助成	利用可能地域
(乳)子(青)	なし	あり	都内全域
(障)	あり	なし	都内全域・都外一部

(障)の受給を希望される場合は、お住まいの地域の総合福祉事務所福祉事務係にご相談ください。

## 9 よくあるお問い合わせ

- Q 払い戻しの手続きはいつまでに行えばいいですか？**
- A** 医療費を支払った日の翌日から原則5年以内となります。ただし、医療機関で保険点数等が確認できなかった場合や、健康保険への申請が必要なもので健康保険への申請期限(2年)を過ぎたものは、払い戻しできません。お早めにご申請ください。
- Q 払い戻し申請した領収書は返してもらえますか？**
- A** 領収書は、原則返却できません。控えが必要な方は、申請前にあらかじめコピーをお取りください。なお、払い戻しを受けた医療費については、税の医療費控除の対象外となります。
- Q 子どもが入院した際に食事代を負担したのですが、払い戻しの対象となりますか？**
- A** 払い戻しの対象となります。

そのほかの質問はホームページ上でご案内しています。

●ホームページ ● <https://www.city.nerima.tokyo.jp/>

WEBで検索!

## 10 適正受診にご協力ください

現在、休日や夜間において、軽症の患者さんの救急医療への受診が増加し、緊急性の高い重症の患者さんの治療に支障をきたすケースが発生することがあります。  
必要な人が安心して医療を受けられるようにするとともに、練馬区が負担する医療費を有効に活用するため、医療機関・薬局を受診等する際には、以下のことに留意しましょう。

- 休日や夜間に受診しようとする際には、**平日の時間内に受診することができないか**、もう一度考えてみましょう。
- 乳幼児・小中学生のお子さんの急な病気で心配になったら、まず**小児救急電話相談の利用**を考えましょう。保健師や助産師が相談に応じます(必要に応じて小児科医が相談に応じます)。  
[電話番号] 03-5285-8898 または #8000  
[相談日時] 土・日・祝日・年末年始 午前8時～翌朝8時  
上記以外の平日 午後6時～翌朝8時
- 後発医薬品(ジェネリック医薬品)は、先発医薬品と同等の効能・効果を持ち、先発医薬品よりも安価です。医療機関や薬局で利用について相談してみましょう。
- 同じ病気で複数の医療機関にかけると、医療費が増えるだけでなく、**体に負担がかかることもありますので控えましょう。**

練馬区教育委員会事務局 とも家庭部子育て支援課児童手当係  
〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1(本庁舎10階)  
TEL.03(5984)5824(直通)



# 子ども医療費助成(乳子青)のてびき



(乳)子(青)医療証は、医療費にかかる保護者の負担を軽減することを目的として、練馬区が医療費の一部を助成することを証明するものです。

(乳)医療証は小学校就学前の乳幼児  
(子)医療証は小学1年生～中学3年生まで  
(青)医療証は高校1年生相当～3年生相当までの子どもの保護者の方を対象に発行しています。

※ お使いになる前にこの「てびき」をよくお読みください。



## 1 助成の範囲

### ●保険適用の自己負担分

保険のきかないもの(予防接種・健康診断・容器代・文書代・差額ベッド代等)は対象となりません。

### ●入院時の食事代(入院時食事療養標準負担額)

入院時の食事療養標準負担額はいったんお支払いいただき、後日、領収書原本と一緒に払い戻しの申請をしてください。

## 2 助成の受け方

### ●都内の医療機関での受診

健康保険証  
乳子(青)医療証

を窓口で提示してください。

医療費の自己負担分を支払わずに受診できます。ただし、入院時の食事代は「3. 払い戻しの申請」をしてください。  
※ 長期入院等、医療費が高額になる場合は「4. 高額療養費について」をご覧ください。

### ●都外の医療機関での受診

健康保険証 ——— を窓口で提示してください。

窓口で医療費の自己負担分をいったんお支払いください。自己負担した分は「3. 払い戻しの申請」をしてください。  
※ 長期入院等、医療費が高額になる場合は「4. 高額療養費について」をご覧ください。

## 3 払い戻しの申請

都外の医療機関や、医療証を使わずに受診したときなどは、払い戻しの申請をしてください。

※ 高額療養費に該当する場合は、「4. 高額療養費について」をご覧ください。

### ●窓口申請の場合

- ①領収書原本(コピー・再発行不可)
- ②乳子(青)医療証
- ③子どもの健康保険証
- ④乳子(青)医療証に記載の保護者名義の口座番号

※ 医療証に記載の保護者名と異なる振込名義は受付不可

①～④をご用意のうえ児童手当係で申請してください。

区民事務所(練馬を除く)および各総合福祉事務所(練馬を除く)の窓口では、申請書の配布・お預かり業務を行っています。お預かりした申請書は後日児童手当係に受け渡され、この時点で受付となります。

### ●郵送申請の場合

申請書・記入例は、練馬区ホームページの「子ども医療助成費(乳子(青))の払い戻し(償還払い)申請」から申請書をダウンロードしてご利用ください。

申請書に記入し、領収書原本(コピー・再発行不可)と一緒に児童手当係にお送りください。

### 領収書の必要項目

- ①診療年月日
- ②受診者氏名
- ③領収金額
- ④保険総点数または保険内総医療費
- ⑤医療機関名
- ⑥領収日

※ レシートなど上記の記載がない領収書では、払い戻しができません。必要な項目を医療機関・薬局等で記載してもらってください。

### 健康保険証を提示せずに全額自己負担した場合や、補装具や小児弱視の治療用眼鏡等を作った場合

※ 小児弱視の治療用眼鏡等は保険適用条件や上限額があります。

詳しくは加入健康保険にお問い合わせください。

- ① 加入健康保険に保険診療分の請求を行い、支給決定通知書をもってください。  
保険診療分の請求手続き方法は、加入健康保険へご確認ください。
- ※ 練馬区国民健康保険にご加入の方は、こくほ給付係へご確認ください。

- ② 支給決定通知書原本と領収書原本(補装具や眼鏡等の場合は、診断書のコピーも必要)と一緒に、残りの自己負担分の払い戻しの申請をしてください。  
※ 加入健康保険に領収書原本の提出が必要となる場合は、あらかじめ領収書のコピーをとり、払い戻し申請時にご提出ください。
- ※ 練馬区国民健康保険にご加入の方は、必ず領収書原本を児童手当係に提出してください。

### お振込み

受付日の翌月下旬に、保護者名義の口座に振込みます(審査に時間がかかる場合には、受付日の翌月にお振込みできない場合があります)

## 4 高額療養費について

長期入院や治療が長引く場合など、高額となった医療費の自己負担を軽減できる高額療養費制度があります。

原則として、健康保険から支給される高額療養費を除いた自己負担分が助成の対象となります。

高額療養費に該当するかどうかは、状況や所得等に応じて異なりますので、加入健康保険にお問い合わせください。

### ●医療機関の精算前に手続きする方法

- ① 医療機関で診療を受けた場合等、精算時に「限度額適用認定証」を提示してください。  
「限度額適用認定証」は加入健康保険への申請が必要です。詳しくは加入健康保険へご確認ください。
- ② 自己負担限度額は「3. 払い戻しの申請」をしてください。

### ●医療機関の精算後に手続きする方法

- ① 加入健康保険に高額療養費に該当するかどうか確認し、該当する場合は高額療養費の請求を行い、支給決定通知書をもってください。
- ② 支給決定通知書原本と領収書原本(領収書原本を加入健康保険に提出した場合はコピーでも可)と一緒に「3. 払い戻しの申請」をしてください。

※ 社会保険に加入の方には、原則として「一般の所得区分」で、助成額を計算します。上位の所得区分の方は、差額が生じますが、加入健康保険からこの差額分も支給される場合は、高額療養費とあわせて加入健康保険にご請求ください。

※ 加入健康保険から家族療養費附加金が発給された場合は、家族療養費附加金の支給決定通知書原本の提出も必要です。

※ 高額療養費や家族療養費附加金の支給可否については、区から加入健康保険に照会させていただく場合があります。

## 5 学校でケガをしたとき

保育園・幼稚園や小・中学校・高等学校に通う子どもが学校管理下(登下校時含む)でケガをしたときは、日本スポーツ振興センターから給付が受けられる場合があります。給付の対象となるケガの場合、医療証は使用できません。医療証を使用する前に、まずは学校等にご相談ください。

なお、重複して医療費が支給された場合には、練馬区が助成した分を返還していただきます。

